国政も住民意見の尊重を

竜援塾「地方自治の本旨」請願

憲法を基本に学んだ地方自治

二〇〇七年春に開校した竜援塾は、三年目を迎えた昨年度、本格的に地方自治を学んだ。池上洋道自治問題研究所理事による三回（一回は九十分授業二回）の地方自治原論の講義に加えて、井原勝介前岩国市長、山内徳信元読谷村長、福嶋浩彦前安孫子市長、高橋寛治高野町副町長、上原公子前国立市長、岡庭一雄阿智村長の各氏から、自治体最高責任者としての姿勢とその経営の実際をそれぞれ三時間にわたって学んだ。

いずれの授業にも共通していたのは、憲法九十九条「公務員の憲法尊重擁護義務」だった。「憲法を基本に据えた自治体の在るべき姿勢を明確にし、職員に憲法擁護義務を徹底させることで、住民ひとりひとりの幸福を実現するという憲法が求める地方自治の目的を達成することができる」という点だった。

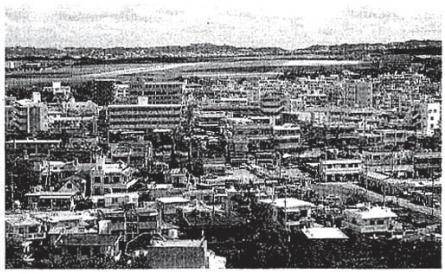

嘉数高台から一望する普天間基地と宜野湾市街地

政府は間違えることがある

上原前国立市長は、憲法前文「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」に着目し、この憲法は「政府は誤りを犯すことがある」ことを前提としているからこそ「主権は国民に存する」ことを明言し、十二条で国民に「不断の努力」を求めているのだと、憲法三原則にもうひとつ、四番目の原則をつけ加えた。

平成になってからだけでも、新潟県巻町の原発、読谷村の米軍基地、名護市の普天間基地移設、徳島県の吉野川河口堰、岩国市の米軍艦載機、長野県の脱ダムなど、「国策」が住民生活を侵害する恐れがあり、これに対して住民が明確な意思表示をした事例が幾つもある。

これら住民意思に対して幾つかの自治体は住民に顔を向けず、政府の意向に従う道を選んだ。ために幾つかの自治体では、住民が首長をリコールし、議会を解散した。また逆に「条件付交渉」を唱えて問題を曖昧にし解決を先に延ばしたり、強権力と懐柔で住民意思を抑え込んだりした自治体もあった。しかし少数ではあるが、恒久的住民投票条例を制定し、住民・議会・行政が健全な議論を通じて共同し、政府の誤りを訂正した自治体もある。

一方、当時の政府は「専権事項」とか「国策」と声高に叫んで「住民エゴ」を連発し、補助金で懐柔して、住民を翻意させることに専念した。反対の声を挙げた住民と真摯に向き合い、ともに問題を解決する姿勢は記憶にない。

平野官房長官の名護市長選発言

年明け一月二十五日の平野官房長官の発言を覚えているだろうか。名護市長選挙で基地の辺野古移設に反対する稲嶺進氏が当選した翌日の「（普天間基地の移転先を）決めるのに、（自治体の）意思を斟酌する必要はない」ととれる発言だ。

自らも決して尊重していたとは思えない自民党が好機到来とばかりに「自治体意思を無視する発言は許せない」と民主党政権を攻撃したのには呆れたが、それでも政府が自治体の意思を無視するかのような発言には震撼した。

三月議会に請願をする

学びが目的の竜援塾だが、「地方自治の根源を掘るがす官房長官の発言に沈黙していては、何のために学んでいるのかわからない」という声が塾生から挙がった。翌二十六日から何をすべきかを検討した。

今回の問題は「地方自治の本旨」にかかわる重大事だ。新政権になって地方自治強化の政策が進んでいる今だからこそ、地方から声を挙げなければならない。地元自治体に請願して、地方議会から国会ならびに政府に「国家政策の立案、実施に際しては、地方自治体において明示された住民意思を尊重し、その反映に最善の努力を尽くすこと」の意見書を上げてもらおうということになった。

団体自治＝国と地方の対等性

今回の請願でネックになった主な点は二つ。ひとつは「この請願の目的は、地方自治に名を借りた基地反対ではないか」という議会関係者の曲解と偏見。もうひとつは「外交と安全保障は政府の専権事項だから、地方が口を出すべきではない」という国と自治体との関係への誤った認識だった。

憲法付属法の地方自治法は、住民自治と団体自治という形で地方自治のあり方を明示している。前者は、地方自治体における主権者は住民であり、住民意思を体現するものでなければならないことを意味する。後者は、自治体は独立した団体であり、ゆえに自治体と政府は対等であることを意味する。

もちろん政府と自治体の間には役割分担がある。外交や安全保障が政府の責任であることは確かだ。しかしだからといって政府の政策にいって地方が意見を言ってはならないなどという法律は何処にもないし、その逆もない。

政府は住民意思が反映された自治体の意見を傾聴しなければならないし、自治体は国民意思の反映である政府政策を尊重しなければならないという相互関係が憲法の構想する国の姿だ。何故なら住民は（自治体に住む人）の大半は国民（国籍を持つ人）であり、国民の全ては住民だからである。

各市町村議会請願陳情の結果

下伊那では、時間的に無理だった大鹿村を除き十三市町村議会に請願陳情した。上伊那でも複数の議会に提出した。

地元賛同者や紹介議員が見つからなかった議会では「説明ができる住民がいない陳情は受理しない」という「申し合わせ事項」によって不受理とされた。受理された議会でも、塾生がいない自治体の多くでは、「継続審議」「趣旨採択」「否決」だった。

しかし阿智村と高森町の議会は全会一致で請願を可決、豊丘村議会は同じく全会一致で陳情を可決、飯島町議会では意見書から名護市長選結果の部分を削除して七対四の賛成多数で可決した。

わけても阿智村議会では審議委員長が「（本請願は）住民意思を切り捨ててでも政府の既定方針が優先される国家政策という前例を作らないという部分に尽きる。今回は基地問題から出されたが、すべてのことにかかわる問題であり、地方自治の根幹にかかわる」と本会議で賛成理由を述べた。まさに地方自治がさん然と輝き、請願意図が汲まれた瞬間だった。

この伊那谷の歴史に学び行動

戦前の国策に「満蒙開拓」があった。一説によると全国で三十万人弱の移民が満州に渡り、長野県は全国最多の三万四千人弱が移住、その四分の一が下伊那からだった。

各村は農村問題の唯一の解決策とばかりにこの国策に飛びついて、分村運動に熱中した。そして一九四五年八月九日、全ての満州移民が塗炭の苦しみにあい、多くの悲劇が生まれた。まさに「政府は誤る」のである。

分村を拒み通した村長がいた。旧大下条村の佐々木忠綱氏だ。地方自治が確立されていなかった時代、あの軍国主義の時代にも断固として信念を貫き通した先人がこの谷にはいた。

私たちはこの意志を継承するためにも、学び続け、行動していきたい。この伊那谷から真の地方自治を実現したい。元気な地方の実現とそが、疲れ切ったこの国の再生につながる道だと信じている。

ご協力に心から感謝

今回の請願陳情にご協力いただいた賛同者ならびに紹介議員として委員会でお力添えいただいた勇気あるみなさまに心より感謝します。わけても保革の立場を越えて、地方自治に立脚し賛同いただいた議員諸兄には感謝の言葉もありません。多大なご尽力をありがとうございました。

（竜援塾事務局長　中川賢俊）

※写真も中川賢俊さん、二〇〇九年九月撮影。

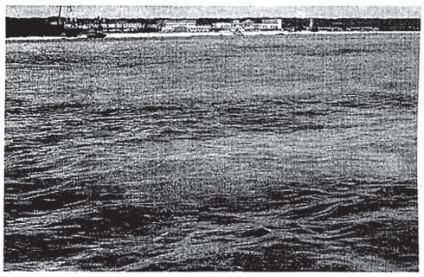

辺野古の青い海と海兵隊基地

【資料・竜援塾作成の意見書案】

平成22年3月　日

地方自治体において明確にされた住民意思を尊重し、国家政策の立案、実施に反映することを求める意見書

衆議院議長　横路孝弘殿
参議院議長　江田五月殿
内閣総理大臣　鳩山由紀夫殿
総務大臣　原口一博殿

○○議会議長　△△　◇◇

地方自治法九十九条の規定により、下記の通り意見書を提出します。

記

前政権に引きつづき地方自治を推進しようとされている国会ならびに政府の日々のご努力にはたいへん期待をしております。自治の根源に在るものが住民意思であることは全国民に共通の認識です。

さる一月二十四日の市長選挙で名護市民は辺野古への普天間基地受け入れを拒否する選択をしました。名護市民は一九九七年にも市民投票で今回と同じ意思を明らかにしています。しかるに、この結果にたいして翌二十五日、平野官房長官は「斟酌してやらなければならない理由はない」と発言されました。

この発言が政府ならびに国会の統一見解だとは思いませんが、日々懸命に自治体運営に努める私たち地方議員としては、たいへんな不安を抱きながらこの発言を聞きました。

地方自治の本旨が住民意思を実現することであることは論ずるまでもありません。自治体はその実現に向けて日々具体的に懸命に取り組んでいます。このような自治体に協力し、支援することで、国は国民の幸福を実現できます。

外交も安全保障も、その本質は国民の幸福を実現することにあります。この根本にあるのは、やはり住民の意思に他なりません。

よって、国においてはこのことを明確にするために、下記の事項を速やかに表明されることを強くお願いします。

記

一　国家政策の立案、実施に際しては、地方自治体において明示された住民意思を尊重し、その反映に最善の努力を尽くすこと。

以上